

# 消火器

## 消火器の規格改正

近年、多発する消火器の破裂事故に対応するため、旧規格消火器の交換、新規格消火器には安全上における注意事項などの表示が義務づけられるとともに、消火器の点検基準が改正されました。

### 旧規格消火器の交換

(1)平成22年までに製造された旧規格消火器(平成23年製の旧規格消火器も含む)は、平成33年12月31日までに新規格消火器に変更しなければいけません。(2)平成34年1月1日から旧規格消火器は使用できません。(3)旧規格消火器を廃棄する際は、事故防止のため、消火器を購入した業者、もしくは、指定引き取り業者に依頼しましょう。消防署では、廃棄消火器の回収はしません。

### 新規格消火器の表示について(平成23年1月1日施行)

新規格消火器に右記の表示が義務づけられました。

#### 適応火災、使用方法の絵表示

- ・ 業務用消火器、住宅用消火器の区別
- ・ 設計標準使用期限の表示
- ・ 加圧式、蓄圧式の区別
- ・ 安全な取り扱いに関する事項
- ・ 維持管理する上で適切な場所に関する事項
- ・ 点検に関する事項
- ・ 廃棄に関する事項



### 点検基準の改正

(1) 製造年から10年を経過した消火器は耐圧性能点検が必要です。(平成13年以前に製造され、10年を経過した消火器は平成26年3月31日までの猶予期間があります。)(2) 製造後10年を経過していなくても外観点検で腐食などが認められたものについては耐圧性能点検が必要です。(3) 機器点検(内部・機能)の時期は、加圧式・蓄圧式とも製造年から3年でしたが、加圧式は3年のまま、蓄圧式は5年に延長になります。